

## 一般社団法人日本有病者歯科医療学会 認定歯科衛生士制度規則 施行細則

第 1 条 日本有病者歯科医療学会認定歯科衛生士制度規則（以下「規則」という）に定めた事項以外については、この細則に基づき運営する。

第 2 条 規則第 8 条に基づく認定歯科衛生士の認定申請に必要な研修内容は試験要綱に準ずる。

第 3 条 規則第 6 条を満たし認定歯科衛生士の資格の申請をする者は、申請審査料を添えて、次の各号に定める書類を認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 認定歯科衛生士申請書（様式-認衛 1）
- (2) 履歴書（様式-認衛 2）
- (3) 日本国歯科衛生士免許証（写し）
- (4) 会員歴証明書（様式-認衛 3）
- (5) 研修証明書（様式-認衛 4）
- (6) 学術大会、認定歯科衛生士研修会出席記録（様式-認衛 5）
- (7) 有病者歯科医療に関する症例報告書（3 症例）および介助症例一覧表（10 症例以上、症例報告症例は除く）（様式-認衛 6）
- (8) 所属機関に本学会指導医が在籍していない場合は近隣地区の指導医 2 名からの提出書類の「研修証明書」と「介助症例一覧」の指導医氏名欄に署名・捺印を必要とする

第 4 条 研修施設の認定を申請するに当たっては、日本有病者歯科医療学会認定医制度の研修施設基準に準ずる。

第 5 条 規則第 9 条第 2 号に基づく研修施設の具備すべき条件は、次の(1)～(7)のすべてを満たす施設あるいは(8)に該当する施設とする。

- (1) 指導医が継続的に勤務していること
- (2) 有病者に必要な歯科医療が継続的に行われていること
- (3) 本学会に研究発表等の積極的な参加を行っていること
- (4) 有病者の歯科治療の診断と治療に必要な歯科診療設備を有していること
- (5) 有病者歯科に関する研修や教育が定期的に行われていること
- (6) 原則として歯科衛生士の関わりが日常かつ継続的であること
- (7) 有病者の歯科医療や療養、訓練、福祉に関する図書を有していること
- (8) (1)～(7)以外で認定委員会が学会認定研修歯科診療施設として理事会に推薦し、理事会が認定した施設

第 6 条 規則第 10 条による認定歯科衛生士の登録申請は、登録料を添えて、次の(1)に定める該当する申請書類を認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 認定歯科衛生士登録申請書（様式-登録）

第 7 条 認定歯科衛生士の更新については、別に定める単位制度要綱に従う

第 8 条 認定歯科衛生士の資格を更新しようとする者は、更新審査料を添えて、次の各号に定める申請書類を提出しなければならない。

- (1) 認定歯科衛生士更新申請書（様式-認衛更 1）
- (2) 本学会が主催する学術大会、研修会参加記録（各 3 回以上）（様式-認衛更 2）
- (3) 業績目録（有病者歯科に関連した業績に限る）

第 9 条 規則第 18 条による更新登録申請は、次の（1）に定める申請書類を認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 認定歯科衛生士更新登録申請書（様式-更登録）

第 10 条 細則第 6 条から第 9 条までに定める審査料ならびに登録料は次のとおりとする。

- (1) 申請審査料 10,000 円
- (2) 認定歯科衛生士登録料 10,000 円
- (3) 認定歯科衛生士更新審査登録料 10,000 円

第 11 条 資格更新申請者が、所定の期間内に必要な要件を満たせなかったときには、認定委員会へ資格更新保留申請書を提出し、許可を受けなければならない。また、保留申請が許可されたとき、その保留期間は 1 年を限度とし、これを超えたときは資格認定を取り消す。ただし、認定委員会が特段の事由があると認めるときは再延長することができる。なお、研修施設において、資格認定後もしくは資格更新後に指導医が欠員になった場合、あるいは指導医が他の指導医と交替した場合は、直ちに認定委員会に届け出なければならない。

第 13 条 申請書類は 2 年間有効である。

第 14 条 この細則の変更は、認定委員会の議を経て、理事会の承認を必要とする。

付 則

この細則は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。